

答申の概要（ヘイトスピーチ該当性等の有無）〔平 30-職 3〕

第 1 当審査会の結論

諮問に係る下記の表現活動（以下「本件表現活動」という。）は、大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる表現活動に該当するが、条例第 2 条第 1 項に規定するヘイトスピーチ（以下単に「ヘイトスピーチ」という。）には該当しない。

記

インターネット上の特定のウェブサイトの中の特定のウェブページ（以下「本件ウェブページ」という。）に、平成 28 年に記事（以下「本件記事」という。）を掲載し、不特定の者から投稿されたコメント（以下「本件各コメント」という。）とともに不特定多数の者が閲覧できる状態に置いていた行為

第 2 結論に至った理由

1 本件表現活動について

(1) 調査審議の対象とする本件記事の内容について

本件記事の内容は、随時、追加や削除による変更が可能と考えられることから、本件記事の調査審議に当たっては、どの時点のものを対象とするかが問題となるが、随時変更されることがある本件記事の内容について、当審査会の答申時までの変更経過を逐次確認し、その変遷も含めてすべて調査審議の対象としていくことは、当審査会における調査審議を複雑・困難化させることから、本件表現活動に関する情報を大阪市に提供した者（以下「本件情報提供者」という。）からの情報提供を受けて大阪市長の補助組織である大阪市市民局（以下「市民局」という。）において確認した平成 28 年 8 月 22 日時点における本件記事の内容を調査審議の対象とすることとした。

(2) 本件各コメントについて

本件ウェブページには、本件記事のほかに不特定の者から投稿された本件各コメントが掲載されているが、本件各コメントは、基本的には本件記事に付随するものとして本件記事と一体となって閲覧対象となっており、本件記事の存在を前提としその内容と相まって一定の意味内容を持つものであって、本件記事を前提としない場合にはその意味内容の受け止められ方が異なってくるものもあると考えられる。

一方、条例第 11 条では「この条例の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。」と規定されており、本件において条例第 5 条第 1 項各号該当性やヘイトスピーチ該当性を調査審議するにあたっては、本件各コメントの投稿者の表現の自由を不当に侵害しないよう留意することが求められている。以上の点を考慮し、大阪市になされた情報提供の対象が本件各コメントではなく本件記事とされている本件においては、本件表現活動の条例第 5 条第 1 項各号該当性やヘイトスピーチ該当性の調査審議は、まず本件記事について行った。

2 本件表現活動に係る関係人等からの意見等

(1) 申出人

本件表現活動は、条例第 5 条第 2 項に規定する申出はないものの、電話により、ヘイトスピーチと考えられるものとして、大阪市に提供された情報をもとに、条例第 6 条第 1 項に基づき大阪市長の職権で諮問されたものであるので、申出人は存在しない。

(2) 本件表現活動を行ったもの

本件表現活動を行ったもの(以下「本件表現活動者」という。)に対しては、相当の期間を与えて、条例第 9 条第 2 項に基づく意見書及び有利な証拠の提出機会を付与したところ、これを断る旨の文書の提出があったが、当該文書の中には、本件表現活動に関する意見が記載されていたので、調査審議の参考とすることとした。

また、本件表現活動者からは、同条第 3 項に基づき口頭での意見陳述が行われた。

これらを併せると、本件表現活動者の意見は概ね次のとおりである。

- ・本件記事以外にも、大阪市内に居住する韓国籍の男が犯したとされる刑事事件(以下「本件事件」という。)に関して記載されているウェブページは、他にも複数見つけることが出来る。なぜ本件記事についてだけ問題とされるのか、私だけを狙い撃ちしているのではないか。
- ・本件事件に関して、こういった犯罪者は日本から退去すべきと言って何が悪いのかわからない。
- ・他の外国人と違い、特別永住者は軽い犯罪であれば強制送還されない。しかし、こういう重大な犯罪者は直ちに強制送還すべきで、日本から出て行ってもらわないと困る。

- ・在日韓国・朝鮮人と日本人の親から生まれた子は、18歳になるまで国籍を決めず、自分で判断するという法律が制定されたが、その運動を主導したのは私だ。
- ・私には在日韓国・朝鮮人の友人も多数いる。思想的には日本人、外国人問わず共産主義者が嫌いである。このような活動をしている自分に対し、人種差別主義者のレッテルを貼られるのは心外である。
- ・十数年前の公職選挙に出馬し、特別永住制度の見直しと廃止を訴え、無名の候補ながら1万を超える票を獲得した。こんな自分がなぜ差別主義者なのか。少なくとも、在日韓国・朝鮮人を差別した覚えはまったくない。
- ・本件記事で書いたことは社会的に公益性がある。犯罪を犯すような人間は日本から退去すべきである、という旨の投稿はヘイトになるのか、差別になるのか。
- ・韓国・朝鮮人を指す特定の呼称を使ったのは、韓国・朝鮮人一般に対して使ったのではなく、単純に悪いことをしている韓国・朝鮮人に対して使った。文脈で判断すべきである。
- ・韓国・朝鮮人を指す特定の呼称について、限定的に使用されている表現ではあるが、不愉快に思う人がいることも事実であり、気をつけないといけない点ではある。しかし、この言葉遣いのみをもって問題視することには、もう少し抑制的であるべきではないか。
- ・本件記事の趣旨は、生活保護制度に対する政府への問題提起でもある。外国人が生活保護費支給を受けていることを問題視しているわけではない。今回、取り上げたのが在日韓国・朝鮮人であっただけであり、現在の入国管理制度を含めた複合的な提案、意見を述べたにすぎない。
- ・知人が投稿した記事を本件記事に引用したのは、その記事を紹介する趣旨で行ったのであって、私の主張とは無関係であるが、数年前のことなので記憶にない。
- ・本件は政治的意見の表明である。匿名が必ずしも悪いとはいえないが、そういう政治的意見に対する委縮効果を生む、ということを審査会において認識いただきたい。

3 本件表現活動の条例第5条第1項各号該当性について

本件記事には、本件事件で逮捕された旨報道された大阪市内に居住する韓国籍の者に対して何らかの不満を表明している記載があり、本件記事は大阪

市の市民等に関するものであると明らかに認められることから、本件表現活動は、条例第5条第1項第2号アに該当する。

よって、本件表現活動は、その余について判断するまでもなく、条例第5条第1項第2号に該当する。

4 本件表現活動のヘイトスピーチ該当性について

(1) 条例第2条第1項第2号の該当性について

条例第2条第1項第2号に規定する表現の内容又は表現活動の態様については、言動、文章の掲載といった表現の手段、表現が向けられた対象者への直接性、言動における言い回しや言葉の強弱、文章における文脈などを総合的に考慮する必要がある。

本件記事の内容は、本件記事のタイトルにあるとおり外国人に対する生活保護制度についての意見が主であると考えられるが、本件記事中には本件事件を起こすような在日韓国・朝鮮人は日本から退去すべきとする表現が複数箇所認められる。この表現中の、韓国・朝鮮人を指す特定の呼称は、日本において、過去に朝鮮人に対して差別的な意味でも用いられた呼称に酷似しており、その呼称を強く想起させるもので、在日韓国・朝鮮人を侮蔑し、又は誹謗中傷するものとも考えられるが、本件事件で逮捕された者等に限定する表現が加えられていることや、こういった者は韓国・朝鮮人に限らず、日本人にも多くいるといった記載があることから、本件表現活動の上では、在日韓国・朝鮮人一般という意味ではなく、本件事件で逮捕された特定の在日韓国・朝鮮人のみを指しているとも受け止められる。

もっとも、本件事件で逮捕されたからといって、その後の刑事手続の推移や、その結果に基づいて在留資格に影響が及ぶのかどうかもわからない段階で、本件事件を起こすような在日韓国・朝鮮人は日本から退去すべきとまで表現することも、誹謗中傷性がないとまでいえるのか疑問ではあるが、その一方で、重大な犯罪に手を染める者を批判し、また、なるべく遠ざけようと感じ、あるいは、その者が日本国籍を有しない者なら国外に退去してほしいと感じることについては、人間の一般的な感情としては否定できないし、そうした感情を表現することは一概に許容されないということもできないことを併せて考えれば、当該表現に、本件条例に照らした場合の強い誹謗中傷性があるとまではいい切れない。

結局、本件事件を起こすような在日韓国・朝鮮人は日本から退去すべきという表現、また、その表現の中でも特に韓国・朝鮮人を指す特定の呼称は、用いられ方によっては、相当程度の侮蔑又は誹謗中傷に該当する表現活動を構成する表現となる可能性が十分にある表現とはいえるが、本件表

現活動の場合について判断する限りは、こういった表現があることをもって、本件表現活動の内容や態様が、在日韓国・朝鮮人に対する相当程度の侮蔑又は誹謗中傷に該当するとまではいえない。

また、本件記事内には、本件表現活動者の意見によれば、本件表現活動者の知人により他のウェブページに掲載されていたものを宣伝との名目で紹介したとする、投稿内容(以下「本件紹介記事」という。)を掲載している。本件紹介記事には、公務員が在日韓国・朝鮮人や中国人を含む外国人の言葉がわからないために、安易に生活保護申請を認可するという旨の考え方あるいは発言を経て、あるいは、在日韓国・朝鮮人を優遇するために日本人の認可を制限するという旨の考え方あるいは発言を経て、生活保護支給事務を行っているという趣旨の記載があり、在日韓国・朝鮮人や中国人を含む外国人が生活保護受給申請において、あたかも優遇されているかのような記述により揶揄(やゆ)していることが認められる。

これらも、在日韓国・朝鮮人や中国人を含む外国人を侮蔑し、又は誹謗中傷するものとも考えられるが、本件表現活動では若年層や健常者といった通常認められ難い申請者であっても、面倒だと判断すれば安易に認可し、公務員としての安定した生活保障を失うリスクを冒してまで市民の要求に逆らうつもりはないといった旨の記載もあり、その前後の文章の脈絡も踏まえると、公務員が生活保護関係事務において必要な審査一般を遂行していないとするような、行政に対する意見・批判が主題であると考えられることから、やはり、こうした趣旨の記載があることをもって、本件表現活動の内容や態様が、在日韓国・朝鮮人に対する相当程度の侮蔑又は誹謗中傷に該当するとまではいえない。

併せて、本件表現活動の表現の内容や態様については、本件表現活動を視認した在日韓国・朝鮮人や中国人のうち相当数のものに、その生命、身体又は財産に脅威を感じさせるようなものであるとまではいえない。

よって、本件表現活動は、条例第2条第1項第2号ア又はイのいずれにも該当しない。

(2) 結論

前記(1)より、その余について判断するまでもなく、本件表現活動は、ヘイトスピーチには該当しない。

5 結論

以上の次第で、第1記載のとおり判断した。

(参考) 答申に至る経過

平成 30 年度 平 30 - 職 3

| 年 月 日 | 経 過 |
|------------------|---------------------|
| 平成 30 年 8 月 31 日 | 諮問 (ヘイトスピーチ該当性等の有無) |
| 平成 30 年 8 月 31 日 | 調査審議 (論点整理) |
| 令和 3 年 4 月 27 日 | 調査審議 (論点整理) |
| 令和 3 年 5 月 19 日 | 調査審議 (論点整理) |
| 令和 3 年 5 月 21 日 | 調査審議 (論点整理) |
| 令和 3 年 7 月 19 日 | 調査審議 (論点整理) |
| 令和 3 年 8 月 18 日 | 表現活動者から意見書の提出 |
| 令和 3 年 8 月 23 日 | 調査審議 (論点整理) |
| 令和 3 年 9 月 29 日 | 調査審議 (論点整理) |
| 令和 3 年 10 月 13 日 | 調査審議 (論点整理) |
| 令和 3 年 12 月 24 日 | 調査審議 (論点整理) |
| 令和 4 年 2 月 4 日 | 表現活動者口頭意見陳述 |
| 令和 4 年 2 月 9 日 | 調査審議 (論点整理) |
| 令和 4 年 3 月 4 日 | 調査審議 (答申案) |
| 令和 4 年 4 月 18 日 | 調査審議 (答申案) |
| 令和 4 年 4 月 26 日 | 答申 (ヘイトスピーチ該当性等の有無) |